

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央会館屋上防水及び内部改修工事（防水下地補修その他追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区銀座二丁目15番6号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	1 シート防水工事（早出作業） 2 屋上緑化及び既存床タイル下防水下地補修工事（669.0㎡） 3 6階及び7階バルコニー防水下地補修（計0.46㎡） 4 壁面緑化植栽根撤去工事（40.9㎡） 5 配線劣化による天井内配線やり替え工事
5 工 期	令和8年3月13日まで
6 契 約 金 額	3,630,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和8年1月21日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区築地三丁目17番9号 ナスエンジニアリング株式会社 取締役社長 嘉陽 富男
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>現在、中央会館屋上防水及び内部改修工事は、上記業者が施工中である。</p> <p>屋上防水の改修を行うに当たり、屋上緑化及び既存床タイルを撤去したところ、防水下地の劣化が見られたため、下地の補修が必要となった。</p> <p>また、シート防水を行うに当たり、騒音・振動が発生することが明確だったため、作業時間の調整に努めたが、施設利用者からの苦情が想定以上に多く、工期が遅延する恐れがあるため、騒音・振動作業を作業時間外（6:00～8:00）に行うことが必要となった。</p> <p>施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在本工事を施工中の同者が施工することが最も効率的であり、共通仮設の仮囲いのほか、仮設通路が本工事にて設置したものをそのまま利用することが出来るとともに、経費についても概ね29.8%の削減を図ることができる。</p> <p>以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

